

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	せり人の登録・更新申請
概要	中央卸売市場において日々行われるせりを取り仕切る者（せり人）は開設者の登録を受けた者でなければなりません。せり人は能力等の有無を確認するための開設者の試験を受け合格しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	卸売市場法第43条 卸売市場法施行規則第27条 中央卸売市場業務条例第12条、13条（昭和46年条例第40号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例施行規則第8条～10条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第7条～9条（昭和47年規則第8号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) せり人の登録に関する要領（中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	◎ 登録・更新を受けるためには、申請に係るせり人が、次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 破産者で復権を得ないものでないこと (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものでないこと (3) 大阪市中央卸売市場業務条例第63条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者でないこと (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人でないこと (5) せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有していること ○上記第5号の「経験及び能力を有している」とは、登録を受けようとする現在で年齢が満20歳以上となり、かつ取扱品目の部類ごとの卸売業務に3年以上の経験を有している者で、市場取引業務経験者にあつては本市の行う口頭試験又は筆記試験に、それ以外の者については筆記試験及び実技試験に合格していることをいいます。
標準処理期間	30日～50日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	各場にご確認ください。
提出方法	申請書に必要な書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—